

委員会提出議案第1号

埼玉西部消防組合議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉西部消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年2月4日提出

埼玉西部消防組合議会議会運営委員会

委員長 中 村 正 義

提 案 理 由

会議及び委員会の欠席事由の明確化及び産前産後の欠席期間を明記するため、本規則の一部を改正するものである。

埼玉西部消防組合議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉西部消防組合議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出産その他事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条中「出産その他事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。